



「書かない窓口」が

令和6年

10月1日

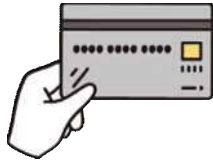
駅前庁舎 と 浪岡庁舎（市民課）で

スタートします！

【書かない窓口】とはマイナンバーカード等の本人確認書類(※)をお持ちいただければ申請書等の記載が一部省略できるサービスです。

本人確認書類 (※)

- ・ マイナンバーカード
- ・ 運転免許証
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 運転経歴証明書
(平成24年4月1日以降交付されたもの)



上記のいずれか一点で確認します。

対象となる証明書等

証明書等

- ・ 住民票の写し
- ・ 戸籍証明書等
- ・ 税証明書
- ・ 印鑑登録証明書



届出

- ・ 住民異動届

申請内容によっては、署名以外もご記入いただきます。

住民票等の証明書を申請するかた

住民異動届を提出するかた



本人確認をします。
本人確認書類(※)の提示をお願いします。

申請者の記載負担が軽減されます！



本人確認書類の情報(氏名・住所・生年月日・性別)を券面情報読取機器で読み取り、申請書等へ自動転記し、申請書等を作成します。



申請書の内容を確認後署名をお願いします。
券面情報読取機器で自動転記できない項目を記入いただきます。

券面情報読取機器で自動転記できない項目の記入と署名をお願いします。



証明書等の交付・会計

次の窓口へお進みください。